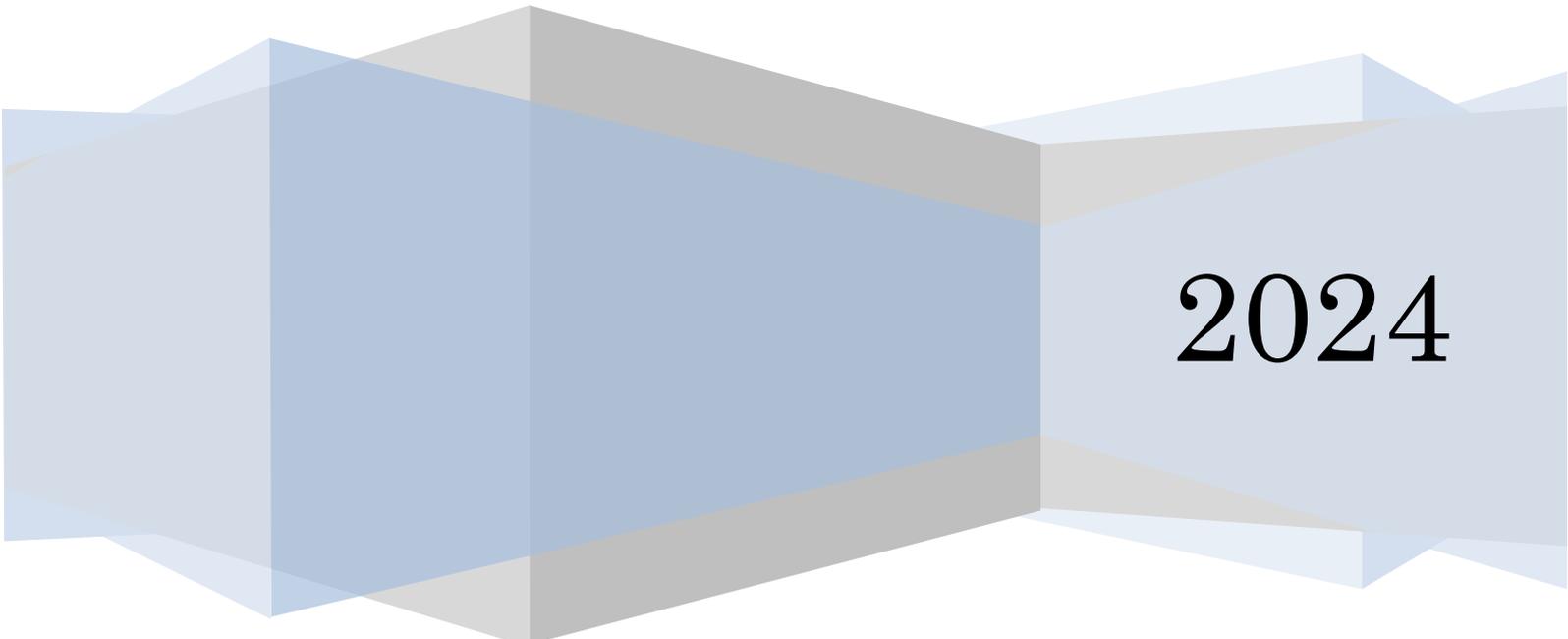


社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

通いの場・サロン事業 助成金の手引き



2024

目次

通いの場・サロン事業助成金	-1-
1 目的	
2 目指す効果	
3 対象要件	
4 活動内容	
5 通いの場・サロンの運営支援	
6 助成額	
7 対象経費	
8 助成金の交付方法	
9 手続き	
領収書について留意事項	-6-
記入例（実施登録書・事業計画書・事業報告書）	-7-
記入例（助成金交付申請書 等）	-10-

1 目的

地域住民が運営主体となり、身近な場所等に、住民同士が気軽に集える居場所ができ、体操等の軽い運動や趣味活動等の様々な活動を通して、地域の高齢者が仲間と共に楽しく、支え合いながら地域の中で生活を続けていけることを目的とする。

2 目指す効果

(1) 健康増進・生きがいづくり

普段家の中で過ごすことが多い高齢者が、身近な場所で楽しく過ごすことで、心身の健康につながる。また家以外の居場所ができることで、生きがいにつながることを期待できます。

(2) 人・地域とのつながり

身近な場所で活動をすることにより、気軽に出かけることができ、人とのつながりが生まれる。人とのつながりができることで、地域とのつながりができます。

(3) 住民同士の支え合い

地域に交流の輪が広がることで、お互いを助け合う仲間意識が芽生え、支え合いの関係ができていきます。

3 対象要件

対象要件は以下のことをすべて満たすものとします。

- ・ 地域の高齢者の誰もが気軽に参加できること
(参加者が限定される活動でないこと)
- ・ 介護予防、地域づくりを目的とした集まりであること
(営利目的や政治・宗教的な活動でないこと)
- ・ 1回あたりの参加人数(担い手等を含む)が、5名以上見込まれ、半数以上が65歳以上の(年度末年齢)の人であること
- ・ 1回あたりの活動が60分以上であること
- ・ 代表者を1名置くこと
- ・ 開催場所、日時、活動内容などを市広報誌等へ掲載することに同意できること

4 活動内容

活動内容は次のような内容とし、地域の特性に合わせたものとします。

- (1) 健康体操・介護予防体操等
- (2) 趣味活動（囲碁・将棋・茶道・書道・手遊び・合奏・合唱・季節行事など）
- (3) 講話
- (4) 会食、茶話会
- (5) その他（ニュースポーツ等）

5 通いの場・サロンの運営支援

- ・活動運営に関する相談（講座や講師の紹介）、活動立ち上げに関する相談
- ・活動支援者（担い手）のための研修会や連絡会の開催
- ・活動団体に対する必要経費の一部助成
- ・運営奨励金の交付
- ・活動に必要な備品等の貸出
- ・普及啓発のための広報活動
- ・ボランティア行事用保険の加入手続き

※その他、通いの場・サロン活動の中でわからないことや気になることなど、お近くの支部にお気軽にご相談ください。

6 助成額

通いの場・サロン運営に要する経費の一部として、以下のとおり助成します。

	助成区分（実施1回あたりの参加人数）		
	5～20人	21～30人	31人以上
助成額	4,000円	5,000円	6,000円
上限回数	年間48回		

※助成額は実施1回あたりの上限額とし、返還等が生じた場合は年度内清算とします。

※同一行政区への助成額の上限は、300,000円とします。

（同一行政区内で複数希望がある場合は、各通いの場・サロン代表者間で協議の上、申請額を決定していただきますよう調整をお願いします。）

7 対象経費

対象経費は以下のとおりとします。

項目	内容	備考
食糧費	参加者の茶菓子代、賄材料等	1人あたり200円以内
諸謝金	講師謝礼（茶菓子等含む）	
賃借料	会場使用料、物品レンタル料等	
備品購入費	机、椅子、DVDプレイヤー等	10,000円以上の備品は要相談
消耗品費	文房具、ティッシュペーパー等	
印刷製本費	チラシやプリント等のコピー代	
保険料	行事用保険等	
通信運搬費	切手代等	
その他	その他	必要に応じて要相談

※運営スタッフの人件費や会場の修繕費用、参加者の送迎費、記念品・祝い品の購入費については対象外とします。

※他の制度による助成金、補助金等を受けている場合は対象外とします。

8 助成金の交付方法

助成金の交付方法は以下のとおりとします。

交付方法	区分	内容
① 清算払	その都度 ～ 6か月まで	事業終了後に事業報告書や請求書を提出して、助成金の交付を受けます。 (その都度から最大24回までの一括報告・交付を可能とします)
② 概算払	1年間	事業実施前に概算で助成金の申請を行い助成金の交付を受けた後、事業終了後に事業報告者や請求書を提出して清算します。

※助成額に余剰が生じた場合は、返還とします。

ただし、同一区分内の範囲で余剰が生じた場合は流用を可能とします。

9 手続き

以下の流れで手続きを行います。

①清算払		②概算払	
助成金申請	<p>社協へ提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 清算払 様式第1号（第5条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市実施登録書 様式第1号（第7条関係） ・市事業計画書 様式第2号（第7条関係） </div>	助成金申請	<p>社協へ提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 概算払 様式第1号（第5条関係） ・収支予算書 様式第1-2号（第5条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市実施登録書 様式第1号（第7条関係） ・市事業計画書 様式第2号（第7条関係） </div>
【提出期限】 5月10日			
助成金決定	<p>社協から送付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付決定通知書 様式第2号（第7条関係） 	助成金決定	<p>社協から送付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付決定通知書 様式第2号（第7条関係）
事業実施	<p>事業を実施</p>	助成金請求	<p>社協へ提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金請求書 様式第3号（第8条関係）
助成金報告	<p>社協へ提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金完了報告書 様式第4号（第10条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書（写可） ・参加者名簿 ・市事業報告書 様式第3号（第8条関係） </div>	助成金交付	<p>社協から助成金が交付</p>

通いの場・サロン助成金事業の手引き

助成金 請求	社協へ提出書類 ・助成金請求書 様式第3号（第8条関係）	事業 実施	事業を実施
助成金 交付	社協から助成金を交付 ※助成金は、社協窓口にて手 渡しで行います。受け取りの 際は、請求した際と同じ印鑑 が必要となりますのでご持参 ください。 ※領収書に受け取りサインと 捺印をお願いします。	助成金 報告	社協へ提出書類 ・助成金完了報告書 様式第4号（第10条関係） ・収支決算書 様式第4-2号（第10条関係） 【添付書類】 ・領収書（写可）もしくは 総会資料等 ・参加者名簿 ・市事業報告書 様式第3号（第8条関係）

※概算払において助成金の返還等が生じた場合は、助成金報告の際に清算手続きを行っていただきます。

※市受託金によって助成しているため、4月上旬に社協は市役所に対して報告義務があります。大変お手数ですが、年度末の報告は当該年度の3月31日までにお願ひします。（この日が土日になる場合は、翌日までにご報告をお願いします）

重要 当初予定と参加人数が異なり清算がある場合は、3月末までに事務処理を完了させなければならないため、大変恐縮ですが早めに社協へご相談をお願いします。

※様式の記入方法や内容等については、別紙『記入例』を参照ください。

<領収書について留意事項>

- 1) 領収書は、レシートでも可能です。
- 2) 手書き領収書の場合は、下記の点にご注意ください。
 - (1) あて先にサロンの名称が、正しく記載されているか。
 - (2) 但し書きに記載漏れがないか。(何を買ったかわかるようにしてください)
 - (3) お店の代表者名や公印が正しく押印されているか。

記載例	領 収 書
坂井サロンの会 様	
申請書、報告書、請求書 と同じ氏名で	金 1,500 円
	但し、講演資料代 として
住所 氏名(会社名) 代表者名(フルネーム) 印鑑は会社員もしくは代表者印で	令和5年1月23日 坂井市坂井町下新庄 18-3-1 社会福祉法人 坂井市社会福祉協議 会 長 社協 太郎 ⑩
	手書き領収書の場合 ☆会社関係の領収書 (プラント、アミなど) ⇒店印+担当者印の確認 ☆個人の領収書 ⇒個人印の確認

※ポイントが付加されるお支払い方法について

ポイントが付加されるお支払い方法でも可能とします。

ただし、還元されたポイントは、できる限りご自身の通いの場・サロン活動に活かしていただきますようお願いいたします。

※領収書(特に手書きのもの)に不備がある場合には、たいへんお手数ですが、再度、出し直しをお願いすることがございますので、上記の点に十分に気をつけていただきますようお願いいたします。

様式第1号（第7条関係）

記入例（太字）

令和6年 4月 1日

坂井市長 様

令和6年度 通いの場・サロン実施登録書

通いの場・サロンの実施について、次のとおり登録します。

行政区	下新庄区	新規・ <input checked="" type="radio"/> 継続	
代表者 氏名	フリガナ シャキョウ タロウ	住所 連絡先	〒 012-3456 坂井市 坂井町 下新庄 12-34 電話 12-3456
	社協 太郎		
区長 / 民生委員 / <input checked="" type="radio"/> 福祉委員 / その他 (代表者として該当するものを○で囲んでください)			
通いの場・サロン名	坂井サロンの会		
実施会場	下新庄区民館 (住所：坂井市坂井町下新庄 56-78)		
開催予定数 年4月から 年3月まで	年 <u>12</u> 回 開催頻度 (いづれかに○をつけて数字を記入。) ・週 <u> </u> 回 / <input checked="" type="radio"/> 月 <u>1</u> 回 / ・年 <u> </u> 回		
1回あたり 参加予定人数 (協力者等含む)	65歳以上 <u>20</u> 人 / その他 <u>5</u> 人 ※助成金交付の対象：1回あたりの参加人数が5名 以上半数以上が65才となること		

様式第2号（第7条関係）

令和6年度 通いの場・サロン活動事業計画書

通いの場・サロン名 **坂井サロンの会**

代表者名 **社協 太郎**

下記の計画にて活動を行います。

回数	開催予定日	実施予定内容	参加予定人数			備考
			65歳以上	その他	計	
1	4月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
2	5月10日(日)	絵手紙教室	20	5	25	
3	6月10日(日)	認知症講座(包括)	20	5	25	
4	7月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
5	8月10日(日)	おしゃべり会	20	5	25	
6	9月10日(日)	介護予防講座(包括)	20	5	25	
7	10月10日(日)	郷土料理教室	20	5	25	
8	11月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
9	12月10日(日)	クリスマス会	20	5	25	
10	1月10日(日)	年賀会	20	5	25	
11	2月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
12	3月10日(日)	折り紙教室	20	5	25	
13	月 日()					
14	月 日()					

様式第3号（第8条関係）

令和6年度 通いの場・サロン活動事業報告書

通いの場・サロン名 **坂井サロンの会**

代表者名 **社協 太郎**

下記のとおり活動を行いました。

回数	開催日	実施内容	参加人数			備考
			65歳以上	その他	計	
1	4月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
2	5月10日(日)	絵手紙教室	20	5	25	
3	6月10日(日)	認知症講座(包括)	20	5	25	
4	7月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
5	8月10日(日)	おしゃべり会	20	5	25	
6	9月10日(日)	介護予防講座(包括)	20	5	25	
7	10月10日(日)	郷土料理教室	20	5	25	
8	11月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
9	12月10日(日)	クリスマス会	20	5	25	
10	1月10日(日)	年賀会	20	5	25	
11	2月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
12	3月10日(日)	折り紙教室	20	5	25	
13	月 日()					
14	月 日()					

記入例 (太字)参加者 25人
開催数 年 12回 の場合

令和6年4月1日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

令和6年度 通いの場・サロン事業助成金交付申請書 **清算払**

通いの場・サロンの実施について、助成金を受けたいので下記のとおり申請します。

行政区	下新庄区		新規・ 継続	
代表者 氏名	フリガナ シャキョウ タロウ		住所 連絡先	〒012-3456 坂井市坂井町下新庄 12-34 電話 12-3456
	社協 太郎 (印)			
区長 / 民生委員児童委員 / 福祉委員 / その他 (代表者として該当するものを○で囲んでください)				
通いの場・サ 実	名	坂井サロンの会		
		下新庄区民館 (住所: 坂井市坂井町下新庄 56-78)		
助成額 (上限 48 回/年)	区分 (1回あたり参加人数)	開催予定数 (年4月から年3月まで)	小計	
	4,000円 (5~20人)	回	円	
	5,000円 (21~30人)	12回	60,000円	
	6,000円 (31人以上)	回	円	
	合計	12回	60,000円	
	※うち、食糧費上限額 (@200×参加予定人数300人)			60,000円

- 代表者氏名
 - ・要代表者(1名)
- 印鑑
 - ・私印 → 可
(シャチハタ不可)

■食糧費

- ・茶菓子、弁当、食材費等参加者自らが食するものについては一人当たり200円/回以内
例) 計画 10人の場合/@4,000×12回=48,000円に対して、
食糧費上限額 @200×120人=24,000円
- ・ただし、助成額が@200×人数を下回る場合は、その額が食糧上限額
例) 計画 30人の場合、/@200×360人=72,000円に対して、
助成額 @5,000×12回=60,000円 が食糧費上限額

令和6年9月30日

社会福祉法人

6回分をまとめて請求する場合

■印鑑

申請時と同様のもの

行政 区 下新庄区

通いの場・サロン名 坂井サロンの会

実施会場 下新庄区民館

代表者氏名 社協 太郎

印

令和6年度 通いの場・サロン事業助成金完了報告書

参加者自らが食するもの
※講師へ渡す茶菓子は、
含まない。

通いの場・サロン事業助成金について、下記のとおり完了したので報告します。

回	開催日	経 費						③差引 ①-②
		①収 入			②支 出			
		助成金	助成金外	小 計	食糧費	食糧費外	小 計	
1	令和6年 4月10日	5,000 円	1,000 円	6,000 円	5,000 円	1,000 円	6,000 円	0 円
2	令和6年 5月10日	5,000 円	1,000 円	6,000 円	4,000 円	2,000 円	6,000 円	0 円
3	令和6年 6月10日	5,000 円	0 円	5,000 円	3,000 円	1,000 円	4,000 円	1,000 円
4	令和6年 7月10日	4,500 円	0 円	4,500 円	4,000 円	500 円	4,500 円	0 円
5	令和6年 8月10日	5,000 円	0 円	5,000 円	4,000 円	0 円	4,000 円	1,000 円
6	令和6年 9月10日	5,000 円	0 円	5,000 円	5,000 円	2,000 円	7,000 円	-2,000 円
7	<p>■助成金額の流用 清算を行う助成金上限範囲内にて、助成金の残額をまとめて使用可 例：6/10、8/10の助成金を9/10にまとめて支出。 ※ただし、支出額が助成金上限額より少ない場合は、支出分のみでの請求</p>							
合 計		29,500 円	2,000 円	31,500 円	25,000 円	6,500 円	31,500 円	0 円

添付書類 ・領収書(写可) ・参加者名簿 ・市事業報告書

様式第3号(第8条関係)

社会福祉法人

坂井市社会福祉協議会 会長 様

令和6年9月30日

■印鑑

申請時と同様のもの

通いの場・サロン名 **坂井サロンの会**

住 所 **坂井市坂井町下新庄 12-34**

代表者氏名 **社協 太郎**

Ⓜ

令和6年度 通いの場・サロン事業助成金請求書

令和6年度 通いの場・サロンを別紙のとおり完了したので助成金を請求します。

記

金 29,500 円 也

【内 訳】

回	実施日	助成額	回	実施日	助成額
1	令和6年4月10日(●)	5,000円	2	令和6年5月10日(●)	5,000円
3	令和6年6月10日(●)	5,000円	4	令和6年7月10日(●)	4,500円
5	令和6年8月10日(●)	5,000円	6	令和6年9月10日(●)	5,000円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
					円
					円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円

■助成額

様式第4号 完了報告書に記載されている
収入(助成金)を記載

記入例 (太字)

参加者 25人
開催数 年12回 の場合

令和6年4月1日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

令和6年度 通いの場・サロン事業助成金交付申請書 概算払

通いの場・サロンの実施について、助成金を受けたいので下記のとおり申請します。

行政区	下新庄区		新規・ 継続	
代表者 氏名	フリガナ シャキョウ タロウ		住所 連絡先	〒012-3456 坂井市坂井町下新庄 12-34 電話 12-3456
	社協 太郎 印			
区長 / 民生委員児童委員 / 福祉委員 / その他 (代表者として該当するものを○で囲んでください)				
通いの場 サロン名	坂井サロンの会			
会場	下新庄区民館 (住所:坂井市坂井町下新庄 56-78)			
■代表者氏名 ・要代表者(1名) ■印鑑 ・私印 → 可 (シャチハタ不可) 助成額 (上限48回/年)	区分 (1回あたり参加人数)	開催予定数 (年4月から年3月まで)	小計	
	4,000円 (5~20人)	回	円	
	5,000円 (21~30人)	12回	60,000円	
	6,000円 (31人以上)	回	円	
	合計	12回	60,000円	
	※うち、食糧費上限額 (@200×延参加予定人数300人)			60,000円

■食糧費

- 茶菓子、弁当、食材費等参加者自らが食するものについては一人当たり200円/回以内
例) 計画 10人の場合 / @4,000×12回=48,000円に対して、
食糧費上限額 @200×120人=24,000円
- ただし、助成額が@200×人数を下回る場合は、その額が食糧上限額
例) 計画 30人の場合、/@200×360人=72,000円に対して、
助成額 @5,000×12回=60,000円 が食糧費上限額

収支予算書

[収入]

項目	金額	説明
助成金	60,000	坂井市社協より
負担金	15,000	郷土料理負担金@200×25人=5,000円 クリスマス会負担金 @400×25人=10,000円
協力金	20,000	区より
繰越金	10,000	前年度繰越金
		■合計額 収入額と支出額は同額
合計	105,000	

[支出]

項目	金額	説明
諸謝金	10,000	教室講師謝礼@5,000×2人
賃借料	1,000	クリスマスDVDレンタル代
消耗品費	3,000	コピー用紙、文具ほか 3,000円
備品購入費	5,000	体操用CDラジカセ
印刷製本費	1,000	チラシ印刷
保険料	10,000	サロン活動保険料
食糧費	75,000	茶菓子 60,000円 クリスマス弁当代@400×25人=10,000円 郷土料理教室食材費 5,000円
	105,000	

■食糧費

茶菓子、弁当、食材費等参加者自らが食するものについては一人当たり200円/回以内

この記入例での内訳

助成金より 60,000円

+負担金より 15,000円

■器具備品費
10,000円以上は要相談

様式第3号(第8条関係)

令和6年4月10日

社会福祉法人
坂井市社会福祉協議会 会長 様

通いの場・サロン名 **坂井市坂井町下新庄 18-3-1**
住 所 **坂井サロンの会**
代表者氏名 **社協 太郎**

①

令和6年度 通いの場・サロン事業助成金請求書

令和6年4月5日付けで決定通知のあった**令和6年度通いの場・サロン事業助成金**について、下記金額を請求します。

■印鑑
・申請時と同じ印鑑

記

金 60,000 円 也

【振込先】

金融機関名	坂井銀行・信金・農協 坂井支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	123456
フリガナ	サカイサロンノカイ ダイヒョウ シャキョウ タロウ
口座名義	坂井サロンの会 代表 社協 太郎

様式第4号(第10条関係)

■助成金事業完了報告書

- ・事業完了後、速やかに提出(要年度内)
- ・返還等が生じた場合は清算手続きも含む

社会福祉法人「坂井市社会福祉協議会」会長様

令和6年3月31日

令和6年度 通いの場・サロン事業助成金完了報告書 概算払

通いの場・サロン事業助成金について、下記のとおり完了したので報告します。

行政区	下新庄区		
代表者 氏名	フリガナ シャキョウ タロウ	住所 連絡先	〒123-4567 坂井市坂井町下新庄 12-34 電話 12-3456
	社協 太郎 印		
通いの場・サロン名	坂井サロンの会		
実施会場	下新庄区民館 (住所: 坂井市坂井町下新庄 56-78)		
助成額 (上限 48 回/年)	区分 (1 回あたり参加人数)	開催数 (年4月から年3月まで)	小計
	4,000 円 (5~20 人)	12回	48,000円
	5,000 円 (21~30 人)	回	円
	6,000 円 (31 人以上)	回	円
	合計	12回	48,000円
※うち、食糧費上限額 (@200×延参加人数 240 人)		48,000円	

■印鑑

- ・申請時と同じ印鑑

■食糧費上限額

計画@200×延参加予定人数
300人=60,000円に対して
実績@200×延参加人数 240
人=48,000円に減少

添付書類

- ・収支決算書
- ・領収書もしくは総会
- ・参加者名簿
- ・市事業報告書

■助成額

- ・計画に対して1回あたりの参加者数の実績が“区分”を下回った場合はその分の差額を返還
記入例) 計画 25 人/@5,000×12 回=60,000 円に対して
実績 20 人/@4,000×12 回=48,000 円のため
12,000 円を返還
- ・また、計画に対して実施回数が増減した場合はその分の差額を返還
例えば、計画 12 回に対して実績 10 回の場合は
@5,000×2 回=10,000 円を返還

様式第4-2号(第10条関係)

収支決算書

■助成金

計画 25 人 / @ 5,000 × 12 回 = 60,000 円
 に対して実績 20 人 / @ 4,000 × 12 回 = 48,000 円のため
12,000 円を返還

[収入]

項目	金額	
助成金	60,000	坂井市社協より助成
社協助成金戻入	△12,000	予定していた人数よりも実績が少なく、金額区分が変更したため
負担金	12,000	郷土料理負担金@200×20人=4,000円 クリスマス会負担金@400×20人=8,000円
協力金	20,000	区より
繰越金	10,000	前年度会計より
合計	90,000	

[支出]

項目	金額	説明
諸謝金	10,000	教室講師謝礼@5,000×2人
賃借料	1,000	クリスマス DVD レンタル代
消耗品費	3,000	コピー用紙、文具ほか 3,000円
備品購入費	5,000	体操用 CD ラジカセ
印刷製本費	1,000	チラシ印刷
保険料	10,000	サロン活動保険料
食糧費	60,000	茶菓子 48,000円 クリスマス弁当@400×20人=8,000円 郷土料理教室食材費 4,000円
合計	90,000	

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

□みくに支部	三国町楽円 53-16-1	☎82-1170
□まるおか支部	丸岡町西里丸岡 12-21-1	☎68-5060
□はるえ支部	春江町江留中 10-15-1	☎51-4545
□さかい支部	坂井町下新庄 18-3-1	☎67-0699

各種提出書類は、坂井市社協ホームページからダウンロード可能です。

【HP アドレス】

<http://www.sakaicityshakyo.jp/> →書式等ダウンロード

